

## 議案第32号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の公布等に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の公布等に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定しようとするものであります。

令和6年9月25日提出

芽室町長 手 島 旭

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の公布等に伴う関係条例の整理に関する条例

(芽室町国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 芽室町国民健康保険税条例（昭和28年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「6月」の次に「（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険税の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）」を加える。

(芽室町国民健康保険条例の一部改正)

第2条 芽室町国民健康保険条例（昭和34年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「項注4」を「項注6」に、「項注8」を「項注11」に改める。

第15条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。ただし、第2条中第6条第2項の改正規定は、公布の日から施行し、令和6年6月1日から適用する。

(第1条の規定に関する経過措置)

2 この条例による改正後の芽室町国民健康保険税条例第26条の規定は、令和6年度

分の保険税のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険税について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険税については、なお従前の例による。

(第2条の規定に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の日前にした芽室町国民健康保険条例に基づく行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 説 明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）の公布等に伴い、関係条例を整理しようとするものであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の公布等に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表

(第1条関係)

改正案	現 行
<p>(芽室町国民健康保険税条例の一部改正) (国民健康保険税の徴収猶予)</p> <p>第26条 町長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険税の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納税義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月 <u>(ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険税の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年)</u> 以内の期間を限って徴収猶予することができる。</p> <p>(1)～(4) 一略— 2 一略—</p>	<p>(国民健康保険税の徴収猶予)</p> <p>第26条 町長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険税の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納税義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収猶予することができる。</p> <p>(1)～(4) 一略— 2 一略—</p>

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の公布等に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表

(第2条関係)

改正案	現 行
<p>(芽室町国民健康保険条例の一部改正) (一部負担金) 第6条 一略一 2 被保険者は、往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において当該往診又は歯科訪問診療が「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1第2章第2部第1節の往診料の<b>項注6</b>又は別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の<b>項注11</b>の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち、当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額をこえる部分については前項の規定にかかわらず一部負担金を支払うことを要しない。</p> <p>第15条 この町は、世帯主が法第9条第1項若しくは<b>第5項</b>の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした場合</u>においてはその者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>	<p>(一部負担金) 第6条 一略一 2 被保険者は、往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において当該往診又は歯科訪問診療が「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1第2章第2部第1節の往診料の<b>項注4</b>又は別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の<b>項注8</b>の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち、当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額をこえる部分については前項の規定にかかわらず一部負担金を支払うことを要しない。</p> <p>第15条 この町は、世帯主が法第9条第1項若しくは<b>第9項</b>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u>においてはその者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の公布等に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表

(附則関係)

改正案	現 行
<p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。ただし、第2条中第6条第2項の改正規定は、公布の日から施行し、令和6年6月1日から適用する。 <u>(第1条の規定に関する経過措置)</u></p> <p>2 この条例による改正後の芽室町国民健康保険税条例第26条の規定は、令和6年度分の保険税のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険税について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険税については、なお従前の例による。 <u>(第2条の規定に関する経過措置)</u></p> <p>3 この条例の施行の日前にした芽室町国民健康保険条例に基づく行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用に</p>	

改正案	現 行
<u>については、なお従前の例による。</u>	